平成１９年（排）第４１号

# 排　除　命　令　書

東京都中央区築地六丁目４番１０号
株式会社村さ来本社
同代表者　代表取締役　加　藤　清　司

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　株式会社村さ来本社は，同社が運営するフランチャイズ・システムにおける「村さ来」と称するすべての店舗で一般消費者に提供していた馬肉を使用した料理（以下主文において「馬肉料理」という。）の内容に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年４月ころから平成１９年３月ころまでの間

(1)　前記店舗でそれぞれ一般消費者に対し提示したメニューにおいて

(2)　同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて

(3)　前記店舗について，それぞれ店舗周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシにおいて

それぞれ行った，当該馬肉料理に使用した馬肉は，馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社村さ来本社は，今後，馬肉料理の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　株式会社村さ来本社は，今後，馬肉料理の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社村さ来本社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社村さ来本社（以下「村さ来本社」という。）は，肩書地に本店を置き，フランチャイズ・システムを運営する者であって，我が国において，「村さ来」との店舗名称，商標，サービスマーク等統一的な営業上の標章の下に，「村さ来」と称するチェーン店舗形態の飲食店（以下「村さ来チェーン店」という。）の一部を自ら営むほか，フランチャイズ・システムに基づく村さ来チェーン店の事業・経営について，統一的な方法で統制，指導，援助等を行う事業者である。

(2)　村さ来本社は，平成１９年９月１０日現在，村さ来チェーン店を３０５店展開しており，これらの店舗は，一般消費者に対して馬肉を用いた料理（以下「馬肉料理」という。）を提供している。

2　村さ来本社は，村さ来チェーン店で一般消費者に対し提示するメニュー，同社がインターネット上に開設したウェブサイト及び各店舗周辺の路上等で一般消費者に配布するチラシにおいて，各店舗で提供する馬肉料理の内容等に関する表示内容を決定している。

3　馬肉のうち，一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉は「霜降り馬肉」又は「とろ馬肉」といわれており，肉質が柔らかく良質なものとして一般消費者に好まれる状況にある。

4　村さ来本社は，馬肉料理について

(1)　平成１８年４月ころから同年９月ころまでの間，村さ来チェーン店で一般消

費者に対し提示していたメニュー，同社がインターネット上に開設していたウェブサイト及び村さ来チェーン店周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシにおいて，それぞれ馬肉料理の写真を掲載した上で，「国産霜降り馬刺」と（例えば，平成１８年４月ころから同年９月ころまでの間，南福島店周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシは別添写し１）

(2)　平成１８年１０月ころから平成１９年３月ころまでの間，村さ来チェーン店で一般消費者に対し提示していたメニュー，同社がインターネット上に開設したウェブサイト及び村さ来チェーン店周辺の路上等で一般消費者に配布したチラシにおいて，それぞれ馬肉料理の写真を掲載した上で，「国産霜降り馬刺し」と（例えば，平成１８年１０月ころから平成１９年３月ころまでの間，村さ来チェーン店で一般消費者に提示していたメニューは別添写し２）

それぞれ記載することにより，あたかも，各店舗で提供する馬肉料理に用いている馬肉は，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，村さ来本社は，馬肉料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水